

平成31年度 市税改正のあらまし

平成31年度地方税法等の主な改正

個人市民税

○ 住宅ローン控除の拡充（10月から適用）

消費税率 10%への引上げ後の住宅購入等を支援するため、住宅ローン減税が拡充されます。

（消費税率 10%が適用される住宅の取得等をして、10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合が対象）

- ・ 現行の住宅ローン減税について、控除期間を3年間延長（10年→13年）
- ・ 適用年の11年目から13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額
住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）× 1%
建物購入価格（4,000万円を限度）× 2% ÷ 3

○ ふるさと納税制度の見直し（6月以降の寄付から適用）

ふるさと納税の対象は、以下の基準に適合し、総務大臣が指定する地方団体のみとなります。

寄附金の募集を適正に実施する地方団体

の地方団体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

- ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

子どもの貧困に対応するための個人住民税非課税措置

（令和3年度分の個人住民税から適用）

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現在婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない場合に、個人住民税が非課税となります。

（ただし年間の合計所得が135万円を超える場合を除きます。）

軽自動車税

○ 環境性能割の臨時的軽減（10月～令和2年9月の取得分に適用）

自動車取得税の廃止に伴い創設される環境性能割について、10月1日から1年に限り、自家用乗用車の税率が1%引き下げられます。

【軽自動車税環境性能割の概要】

課税のタイミング 自動車の購入時

税額の計算方法

自動車の取得価額 ×

税率（R元.10～R2.9）	税率（R2.10～）	区分
非課税	非課税	電気自動車など、令和2年度基準+10%達成
非課税	1.0%	令和2年度基準達成
1.0%	2.0%	上記以外

グリーン化特例（軽課）に関する見直し（令和3年4月～5年3月の取得分に適用）
 グリーン化特例（軽課）の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

【改正前】

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成	50%軽減
令和2年度基準+10%達成	25%軽減

【改正後】

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
令和2年度基準+30%達成	軽減なし
令和2年度基準+10%達成	